

◇ 決議の内容 — 昨年度の組合同盟大会は「組合同盟」と日本労農党の関係並に組合同盟関係の党役員に関する決議案を採擇した。この決議案の眼目は、組合との差異を可能なる範囲に於いて組織化せんとするにあり、實際問題としては、両者の役員の混合と避けんとするものであつた。この決議案の精神は今日に於いても正しいものであり、今後党も組合も益々日常の闘争を活潑にするにつれて、愈々必要とされる決議である。

本大会は昨年度大会の決定の精神により且つ現在

の諸事情を考慮して左の如き具体的方針を決定せんとす

1 人事関係

イ 組合監理部、組合本部、各地方联合会、各支部の執行部役員は専門的、技術的、政治的、文化的、社会的、經濟的等の能力を有する者を得ず。

ロ 右につき従事者ある者は即時役員關係の整理を実行すること

2 労働組合の任務

イ 労働組合の任務は労働大衆の産業別或は職業別組織を以てする。

ロ 経済闘争は無產政黨の任務は地域的組織による被壓大衆の政治的動員にある。

口 従て労働組合の組織的形態に依る政治闘争はこの組合自体の經濟闘争の發展の結果としてのそれであつて、労働組合の立場